

29 愛 給 第 224 号
平成 30 年 1 月 24 日

愛知中部水道企業団
指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団
給水課長 原 田 好 明

尾張建設事務所管内の県道における中間テープの埋設位置について（通知）

日頃より、本水道企業団の水道事業にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、表題の件につきまして平成 30 年 1 月 17 日に尾張建設事務所維持管理課担当者から
中間テープ埋設深さについて指摘があり、下記のとおり変更しますのでよろしくお願いしま
す。
今後とも、適切に施工管理を行ってくださいますようお願い申し上げます。

記

1 変更内容

尾張建設事務所管轄内の県道における中間テープ埋設位置は、配水管、給水管とも管上
50 cmでの施工を、管上 30 cmに変更してください。
なお、豊田加茂建設事務所管轄内の県道においては、従来通りの管上 50 cmとします。

2 適用開始日

平成 30 年 1 月 24 日以降に尾張建設事務所へ占用申請するものからとする。

3 適用範囲

豊明市、日進市、長久手市、東郷町地内の県道

問合せ先
給水課
TEL 0561-38-0030